

# 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律

(平成一五年八月一日法律第一三四号)

## 一、提案理由(平成一五年五月三〇日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続については、社会経済情勢の変化への対応等の観点から、早急に見直す必要があるとの指摘がされております。また、民事執行制度については、司法制度改革の一環としても、権利実現の実効性を確保する見地から、強化する必要があるとの指摘がされております。

この法律案は、これらの指摘にこたえるため、民法、民事執行法等の見直しを行うものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、抵当権と利用権との調整に関する民法の規律の見直しであります。

現行の短期賃貸借制度については、執行妨害に濫用されており、賃借人保護の制度としても合理的に機能していないとの指摘がされておりますことから、これを廃止する一方、保護すべき賃借人に合理的な範囲で確実な保護を与えるため、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対して三カ月間明け渡しを猶予する制度及び抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度を創設しております。

第二は、民事執行法上の保全処分の強化であります。

占有屋等による執行妨害に対処するための保全処分について、不動産の価格減少の程度が著しい場合でなくても発令することができるようにするなど、その要件を緩和するとともに、保全処分の相手方である不動産の占有者を特定することが困難である場合には、相手方を特定しないで発令することができることとして、占有者が次々に入れかわることなどによる執行妨害にも対処することができるようにしております。

第三は、強制執行の実効性の向上のための新たな方策であります。

まず、間接強制の適用範囲を拡張し、直接強制または代替執行の方法によることができる債務についても、間接強制の方法による強制執行を認めることとしております。また、金銭債権についての債務名義を有する債権者等の申し立てにより、裁判所が債務者に対し財産の開示を命ずる手続を創設しております。さらに、扶養義務等に係る定期金債権に基づく強制執行においては、弁済期の到来していない将来分の債権についても、一括して債務者の将来の収入に対する差し押さえをすることができる制度を導入しております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

## 二、衆議院法務委員長報告(平成一五年六月二四日)

山本有二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養義務等に係る金銭債権に基づく強制執行の特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、三十日委員会において森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月六日質疑に入り、十日参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十三日佐藤剛男君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党共同提案による、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対する明け渡し猶予の期間を三カ月から六カ月に改める内容の修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、原案とあわせて質疑を行い、質疑終局後、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年六月一三日）

山花委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

原案では、現行の短期貸借制度を廃止する一方、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対して三カ月間明け渡しを猶予する制度を創設しておりますところ、競売による建物の売却によって突然に生活、営業の本拠から退去を求められることにより建物賃借人がこうむる不利益をより少なくするため、明け渡し猶予の期間を六カ月に改めるとともに、これに伴う所要の修正を行うものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

附帯決議（平成一五年六月一三日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 抵当権と利用権との調整に関する民法の規律が変更され、短期貸借制度が廃止されるとともに、新たな賃借人保護の制度として建物賃借人に対する明け渡し猶予制度及び抵当権者の同意により貸借に対抗力を与える制度が導入されたことにかんがみ、その変更点及び新制度の内容について広く国民に周知されるよう努めること。
- 二 抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、引き続き必要な検討を行うこと。
- 三 労働債権に係る先取特権の実行手続はその「存在を証する文書」の提出により開始するものとしている民事執行法の趣旨について、労働者に過剰な証拠収集の負担をか

- けることなく迅速な権利実現が図られるよう、その周知に引き続き努めること。
- 四 本法による改正後の民事執行手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。
- 五 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されるよう努めること。
- 六 本法による改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知に引き続き努めること。
- 七 倒産時における賃金債権、退職金債権等の労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について検討を進め、所要の見直しを行うこと。

### 三、参議院法務委員長報告（平成一五年七月二五日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、建物賃借人に対する建物明渡し猶予期間について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、短期貸借制度の廃止と善良な借り手の保護対策の必要性、労働債権の一層の保護の要否、養育費等の履行確保の方策等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年七月二四日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 短期貸借制度が廃止されることに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡し猶予制度及び抵当権者の同意による貸借借に對抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようにその内容を関係団体のほか広く国民に周知される

よう努めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと。

二 労働債権に係る先取特権の実行手続については、労働者自らが「存在を証する文書」を提出することは困難である状況にかんがみ、労働者に過剰な証拠収集の負担をかけることなく迅速な権利実現が図られるよう、賃金台帳等一定の形式の文書を必要とするものではないことの周知に引き続き努めること。

三 改正後の民事執行手続が適性かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。

四 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されるよう努めるとともに、養育費の取立ての国による代行等諸外国の制度も勘案して、支払確保のためのより実効性のある制度について検討すること。

五 財産開示手続については、過酷な債権取立ての手段として濫用されることがないよう、その制度の内容について広く国民に周知されるよう努めること。

六 改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知徹底を図ること。

七 競売不動産の内覧実施に当たっては、居住者・家族等のプライバシーが不当に侵害されることのないよう、制度の趣旨について周知徹底を図ること。

八 倒産時における労働債権と他の債権との調整について、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと。

また、ILO百七十三号条約について早期に批准するよう努めること。

右決議する。